

■建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価料金■

施行日:2025年4月1日

()内は消費税 10 %を含む料金です。

1. 一戸建て住宅・複合建築物の住戸部分(1住戸に限る)

下記の料金表は当社に建築基準法の建築確認申請を併願申請した場合の標準料金です。※1

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

対象面積	標準 (外皮計算+Web)	仕様基準	併願申請 ※2※3
200㎡未満	¥40,000 (¥44,000)	¥30,000 (¥33,000)	¥10,000 (¥11,000)
200㎡以上 300㎡未満	¥45,000 (¥49,500)	¥35,000 (¥38,500)	¥15,000 (¥16,500)
300㎡以上 500㎡未満	¥50,000 (¥55,000)	¥40,000 (¥44,000)	¥15,000 (¥16,500)

・500㎡以上の場合は、別途お見積もりいたします。

2. 共同住宅・長屋建て住宅・複合建築物の住戸(2住戸以上)

下記の料金表は当社に建築基準法の建築確認申請を併願申請した場合の標準料金です。※1

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

$$\text{審査料金} = \text{基本料金(A)} + 1\text{住戸当り料金(B)} \times \text{M}$$

対象面積	基本料金(A) 棟単位			1住戸当り料金(B)		
	標準	仕様基準	併願申請 ※2※3	標準	仕様基準	併願申請 ※2※3
200㎡未満	¥60,000 (¥66,000)	¥40,000 (¥44,000)	¥10,000 (¥11,000)	¥11,000 (¥12,100)	¥8,500 (¥9,350)	¥1,000 (¥1,100)
200㎡以上 300㎡未満	¥80,000 (¥88,000)	¥60,000 (¥66,000)	¥10,000 (¥11,000)	¥10,000 (¥11,000)	¥7,500 (¥8,250)	¥1,000 (¥1,100)
300㎡以上 500㎡未満	¥90,000 (¥99,000)	¥70,000 (¥77,000)	¥10,000 (¥11,000)	¥9,000 (¥9,900)	¥7,000 (¥7,700)	¥1,000 (¥1,100)
500㎡以上 1000㎡未満	¥120,000 (¥132,000)	¥90,000 (¥99,000)	¥10,000 (¥11,000)	¥8,000 (¥8,800)	¥6,000 (¥6,600)	¥1,000 (¥1,100)

・1000㎡以上の場合は、別途お見積もりいたします。

・「M」は住戸数です。

※1 当社が行うBELSの評価対象建築物は「一戸建て住宅」「共同住宅等の住戸」です。「非住宅」及び「共同住宅の共有部分」「共同住宅の棟全体」のBELSの評価は行っていません。
又、建築確認申請を伴わない単独の申請の場合は、表中の料金に1.5を掛けた料金とします。

※2 併願申請対象業務

省エネ適判適合性判定、設計住宅性能評価(断熱等性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上)、長期使用構造等確認、低炭素建築物認定技術的審査とする。

※3 併願申請に該当する条件について

- ①他の申請と併願申請の場合とは、当社へ併願する各種申請を示し、省エネ基準に適合していること。
- ②他社の評価機関で適合している外皮性能計算書及び一次エネルギー消費量計算書を利用する事は出来ません。
その場合は、新規の単独審査の料金といたします。
- ③併願申請対象業務の申請が本業務より前、又は同日に行われていること。
- ④本業務の内容が、※3記載の併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算内容であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること。

※4 プレート等による表示

BELSでは、評価結果がBELS評価書として交付されますが、申請者のご希望により申請建物のプレート等による表示ができます。なお、プレートの規格は住宅性能評価・表示協会が定める仕様となっており、それぞれ選択することになります。(本申請とは別に料金が必要です)
プレートデザイン及び申込書は、当社のホームページをご覧ください。

備考

1 変更評価申請

変更の料金は、新規の料金の60%の額とする。(消費税を含む)ただし、次の場合は新規料金とする。

- ①評価方法(計算方法)の変更
- ②直前の評価書を当機関以外の者が交付した建築物
- ③計画の内容が大幅に変更となり、審査内容が新規とほぼ変わらない計画となった場合(当機関の判断による)

2 変更申請 1

- ・申請書第二面:申請者等の概要の変更
- ・申請書第三面:建築物の所在地名の変更
- ・申請書第三面:建築物の名称の変更
- ・申請書第二面及び第三面:その他、申請者の誤記等による変更
- ・上記以外の変更で外皮性能計算書及び一次エネルギー消費量計算プログラムの入力内容に変更が無い場合

¥5,000 (¥5,500)

3 評価書等の再交付を行う場合は、1通につき下記の料金と致します。

¥5,000 (¥5,500)/1回・戸当たり

4 改修前後のBEI等の値を評価する場合は、表の料金に1.5倍を乗じた料金と致します。

5 「併用住宅(1住戸)」で住戸部分の評価を行う料金は、一戸建て住宅に下記の料金を加算いたします。

¥5,000 (¥5,500)/棟

6 電子申請以外の申請

電子申請以外の申請の場合や紙面での交付においては、下記の料金を加算いたします。

¥2,000 (¥2,200)/1申請につき

7 混構造建築物の場合

混構造建築物の場合で、断熱構造において複数の構造(木造を除く)を審査する場合は、別途お見積もりいたします。

8 鉄骨造や鉄筋コンクリート造構造建築物の場合

は左記の料金表で算定した額に50%を乗じた額を左記の料金表の算定した額に加算した料金とする。(ただし、混構造建築物を除く)